■長期優良住宅の認定申請手数料一覧(令和4年10月1日施行)

区分		1 件あたりの手数料(円)	
		確認書等の添付あり	確認書等の添付なし
	一戸建て	14, 000	50,000
新築	5 戸以下	24, 000	110,000
	5 戸超~10 戸以下	38, 000	172,000
	10 戸超~25 戸以下	62, 000	334, 000
	25 戸超~50 戸以下	98, 000	594, 000
	50 戸超~100 戸以下	148, 000	1, 017, 000
	100 戸超~200 戸以下	250, 000	1, 876, 000
	200 戸超~300 戸以下	316, 000	2, 678, 000
	300 戸超	358, 000	3, 279, 000
増築・改築	一戸建て	20, 000	72,000
	5 戸以下	35, 000	162,000
	5 戸超~10 戸以下	56, 000	255, 000
	10 戸超~25 戸以下	92, 000	499, 000
	25 戸超~50 戸以下	146, 000	888, 000
	50 戸超~100 戸以下	221,000	1, 522, 000
	100 戸超~200 戸以下	374, 000	2, 811, 000
	200 戸超~300 戸以下	472, 000	4, 013, 000
	300 戸超	536, 000	4, 915, 000
既存	一戸建て	20,000	72,000
	5 戸以下	35, 000	162, 000
	5 戸超~10 戸以下	56, 000	255, 000
	10 戸超~25 戸以下	92, 000	499, 000
	25 戸超~50 戸以下	146, 000	888, 000
	50 戸超~100 戸以下	221, 000	1, 522, 000
	100 戸超~200 戸以下	374, 000	2, 811, 000
	200 戸超~300 戸以下	472, 000	4, 013, 000
	300 戸超	536, 000	4, 915, 000

- ※ 変更認定の申請手数料は、認定申請の1/2の額となります。
- ※ 確認書等は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住 宅性能評価機関が交付する同法第6条の2第5項に規定する確認書若しくは住宅 性能評価書又はこれらの写しをいいます。
- ※ 「既存」とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の 規定による認定の申請に係るものであることを指します。